

「デジタル空間における情報流通の諸課題への対処に関する検討会」開催要綱（案）

1 目的

デジタル空間において、誹謗中傷をはじめとする違法・有害情報の流通は依然深刻な状況である。また、生成AI等の新しい技術やサービスの進展及びデジタル広告の流通に伴う新たなリスクなど、デジタル空間における情報流通に伴う様々な諸課題が生じている。

デジタル空間における違法・有害情報の流通については、第213回国会において改正された「特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律（平成13年法律第137号。以下「情報流通プラットフォーム対処法」という。）」により、大規模なプラットフォーム事業者に対して削除対応の迅速化及び運用状況の透明化に係る措置が義務付けられることとなった。同法の着実な運用を含め、今後更なる取組が期待されることである。

こうした現状を踏まえ、デジタル空間における情報流通に伴う様々な諸課題について、制度整備を含むその対処の在り方等を検討するため、「デジタル空間における情報流通の諸課題への対処に関する検討会」を開催する。

2 名称

本検討会は、「デジタル空間における情報流通の諸課題への対処に関する検討会」と称する。

3 検討事項

- (1) 情報流通プラットフォーム対処法の施行及び運用に関する事項
- (2) デジタル空間における情報流通に係る制度整備に関する事項
- (3) デジタル広告の流通を巡る諸課題への対処に関する事項
- (4) その他

4 構成及び運営

- (1) 本検討会は、大臣官房総括審議官（情報通信担当）の検討会とする。
- (2) 本検討会の構成員は、別紙のとおりとする。
- (3) 本検討会には、座長を置く。座長は、本検討会の構成員の互選により定めることとする。
- (4) 座長は、本検討会を招集し、運営する。
- (5) 座長は、必要があると認めるときは、座長代理を指名することができる。座長代理は、座長を補佐し、座長不在のときは、座長に代わって本検討会を招集し、運営する。
- (6) 座長は、必要に応じ、本検討会の構成員又はオブザーバーを追加することができる。
- (7) 座長は、必要に応じ、本検討会の構成員以外の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- (8) 座長は、必要に応じ、本検討会の下にワーキンググループを開催することができる。
- (9) その他、本検討会の運営に必要な事項は、座長が定めるところによる。

5 議事・資料等の扱い

- (1) 本検討会は、会議又は議事録を原則として公開とする。ただし、公開することにより、当事者又は第三者の利益及び公共の利益を害するおそれがある場合又は座長が必要と認める場合については、非公開とする。
- (2) 本検討会で使用した資料は、原則として、総務省のウェブサイトに掲載し、公開する。ただし、公開することにより、当事者若しくは第三者の利益を害するおそれがある場合

又は座長が必要と認める場合については、非公開とする。

(3) 本検討会の会議については、原則として議事概要を作成し、総務省のウェブサイトに掲載し、公開する。

6 その他

本検討会の庶務は、総務省情報流通行政局情報流通振興課情報流通適正化推進室が行う。